

IV 參 考 資 料

岡山市こころの健康センター条例

平成 20 年 12 月 25 日

市条例第 93 号

(設置)

第 1 条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項に規定する精神保健福祉センターとして、岡山市北区鹿田町一丁目 1 番 1 号に岡山市こころの健康センター（以下「センター」という。）を設置する。

(業務)

第 2 条 センターは、法第 6 条第 2 項各号に掲げる業務のほか、次の業務を行う。

- (1) 法第 6 条第 2 項第 2 号に規定する業務に付随する診療
 - (2) 前号に掲げるもののほか、センターの運営に関し市長が必要があると認める業務
- (使用料及び手数料)

第 3 条 センターにおける診療その他の業務（以下「診療等」という。）については使用料及び手数料（以下「使用料等」という。）を徴収する。

2 使用料の額は、次のとおりとする。

- (1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 76 条第 2 項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 71 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法により算定した額
- (2) 前号の規定により使用料を算定する場合において、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定による消費税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による消費税が課されるものについての使用料の額は、同号の規定により算出した額に 100 分の 105 を乗じて得た額（その額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）

3 手数料の額は、規則で定める額とする。

(使用料等の徴収)

第 4 条 使用料等は、診療等の実施の都度徴収する。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(使用料等の減免)

第 5 条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料等を減額し、又は免除することができる。

(審査委員会の設置等)

第 6 条 法第 6 条第 2 項第 4 号に掲げる事項について審査するため、岡山市自立支援医療費（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

- 2 審査委員会は、委員 7 人以内をもって組織する。
- 3 委員は、精神保健福祉に造詣の深い医師のうちから、市長が委嘱する。
- 4 審査委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- 5 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。
- 6 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。
- 7 審査委員会は、案件の審査を行うため、1 又は 2 以上の部会を置くことができる。
- 8 部会は、3 人以上の委員で構成するものとし、委員の重複を妨げない。
- 9 審査委員会は、部会の決議をもって、審査委員会の決議とすることができます。
- 10 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 11 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 12 会議は、非公開とする。
- 13 前各項に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査委員会に諮って別に定める。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

岡山市こころの健康センター条例施行規則

る。

平成 20 年 12 月 25 日

(委任)

市規則第 176 号

第 5 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(趣旨)

附 則

第 1 条 この規則は、岡山市こころの健康センター条例（平成 20 年市条例第 93 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(手数料の額)

第 2 条 条例第 3 条第 3 項に規定する規則で定める手数料の額は、別表第 1 のとおりとする。

(使用料等の徴収)

第 3 条 条例第 4 条ただし書に規定する市長が特に必要があると認めるときとは、次のとおりとする。

- (1) 応急の診療を必要とし、当該診療の際に使用料等を納付させることが困難であるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長において特別の理由があると認めるとき。

(使用料等の減免)

第 4 条 条例第 5 条の規定により使用料等を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、別表第 2 のとおりとする。

2 条例第 5 条の規定により使用料等の減額又は免除を受けようとする者は、使用料（手数料）減免申請書（別記様式）により市長に申請しなければならない。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、減額又は免除について参考となる資料を添付させることができ

別表第1（第2条関係）

区分		単位	金額
文書料	簡易な診断書	1通	1,000円
	複雑な診断書		4,600円
	その他の診断書		1,700円
	その他の証明書		840円

備考

1 「簡易な診断書」とは、次に掲げるものとする。

(1)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精

神障害者保健福祉手帳の交付申請（更新に係るものに限る。）に必要な診断書

(2)障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく自立支援医療費の支給認定

（精神障害者に係るものに限る。）の申請（更新に係るものに限る。）に必要な診断
書

(3)養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム又は有料老人ホームの入所
のために必要な診断書

(4)前3号に掲げる診断書に類する診断書

2 「複雑な診断書」とは、次に掲げるものとする。

(1)厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく精神障害を支給事由とする年

金の受給（新規に係るものに限る。）のために必要な診断書

(2)国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく精神障害を支給事由とする年金の

受給（新規に係るものに限る。）のために必要な診断書

(3)生命保険契約上必要な診断書

(4)自動車損害賠償責任保険契約上必要な診断書

(5)病状調査書

(6)後見開始、保佐開始又は補助開始の審判のために必要な精神の状況に関する診断書

(7)死体検案書

(8)前各号に掲げる診断書に類する診断書

3 「その他の診断書」とは、前2項以外の診断書をいう。

別表第2（第4条関係）

減額又は免除することができる場合	減額又は免除の別及びその額
生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者である場合	全額免除
その他市長が特に必要と認める場合	全額免除又は市長が必要と認める額

別記様式（第4条関係）

使用料（手数料）減免申請書

年　月　日

岡山市長 様

申請者 住所

氏名

印

次のとおり使用料（手数料）を減額（免除）してくださるよう岡山市こころの健康センター
条例施行規則（平成20年市規則第176号）第4条第2項の規定により申請します。

- 130 -

1 減額（免除）を受けようとする使用料（手数料）の種類及び内容

2 減額（免除）を受けようとする金額

3 減額（免除）を必要とする理由

記

岡山市精神保健福祉に関する審議会設置条例

平成 23 年 3 月 16 日

市条例第 24 号

岡山市精神保健福祉審議会条例（平成 20 年市条例第 91 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 精神保健及び精神障害者福祉に関する事項の調査審議を分掌して行わせるため、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる審議会を設置する。

- (1) 岡山市精神保健福祉審議会（以下「精神保健審議会」という。）
- (2) 岡山市思春期精神保健審議会（以下「思春期審議会」という。）
- (3) 岡山市依存・嗜癖関連問題対策審議会（以下「依存・嗜癖審議会」という。）
- (4) 岡山市精神障害者地域支援対策審議会（以下「地域支援審議会」という。）

（精神保健審議会）

第 2 条 精神保健審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 前条第 2 号から第 4 号までに掲げる審議会の所掌に係る事項を除く精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項
- (2) その他市長が必要と認める専門的事項

2 精神保健審議会は、委員 15 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 精神保健又は精神障害者の福祉に関し学識経験のある者
- (2) 精神障害者の医療に関する事業に従事する者
- (3) 精神障害者の社会復帰、自立及び社会経済活動参加の促進を図るための事業に従事する者

（思春期審議会）

第 3 条 思春期審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 思春期における精神保健、精神医療及び福祉の円滑な推進に関すること。
- (2) 思春期における心の健康づくり、心の健康問題等に係る施策等について専門的見地での評価等に関すること。
- (3) その他思春期における精神保健、精神医療及び福祉に関する重要な事項

2 思春期審議会は、委員 15 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 思春期における精神保健及び福祉に関し学識経験のある者
- (2) 思春期の精神医療に関する事業に従事する者
- (3) 法律に関し学識経験を有する者
- (4) 青少年の自立及び社会活動への参加の促進を図るために事業に従事する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が適当と認める者

（依存・嗜癖審議会）

第 4 条 依存・嗜癖審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域における依存・嗜癖関連問題対策の推進に関すること。
- (2) 依存・嗜癖関連問題の予防対策等に係る施策等について専門的見地での評価等に関すること。
- (3) その他依存・嗜癖関連問題に関する重要な事項

2 依存・嗜癖審議会は、委員 15 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 依存・嗜癖関連問題に関し学識経験のある者
- (2) 依存症の医療に従事する者
- (3) 依存症者の社会復帰を援助する事業に従事する者
- (4) 依存症からの回復者及びその家族
- (5) 関係行政機関の職員

（地域支援審議会）

第 5 条 地域支援審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 精神障害者の地域移行・地域定着支援の円滑な推進に関すること。
 - (2) 精神障害者の継続した地域生活を支える施策等について専門的見地での評価等に関すること。
 - (3) その他精神障害者の地域移行・地域定着支援に関する重要な事項
- 2 地域支援審議会は、委員 15 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 精神保健福祉問題に関し学識経験のある者
 - (2) 精神科の医療に従事する者

(3) 精神障害者の社会復帰を援助する事業に従事する者

(4) 精神障害者及びその家族

(5) 関係行政機関の職員

(6) その他市長が適当と認める者

(委員)

第6条 第1条各号に掲げる審議会（以下「審議会」という。）の委員の任期は、3年とす

る。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第7条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、委員のうちからあらかじめ互選された者が、
その職務を代理する。

(会議等)

第8条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決す
るところによる。

4 会長は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に

諮って定め、その他必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日以後、最初に委嘱される審議会の委員の任期は、第6条第1項の規定にかかわら
ず、平成25年3月31日までとする。

岡山市精神医療審査会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「法」という。)第12条の規定により設置する岡山市精神医療審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査会の所掌事項)

第2条 審査会は、法第12条に規定する審査のほか、次の業務を行う。

- (1) 法第14条に規定する合議体を構成する委員を定めること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、審査会及び合議体の運営に関し必要な事項を定めること。

(審査会の組織)

第3条 審査会は、委員35人以内で組織する。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(合議体)

第4条 法第14条第1項の規定により審査会に置く合議体の数は6以内とする。

- 2 合議体を構成する委員の数は次のとおりとする。
 - (1) 法第14条第2項第1号の委員(以下「医療委員」という。) 3
 - (2) 法第14条第2項第2号の委員(以下「法律家委員」という。) 1
 - (3) 法第14条第2項第3号の委員(以下「有識者委員」という。) 1
- 3 合議体は、独立して別個の案件を審査する。
- 4 合議体の円滑な運営を図るために、委員に事故ある場合に代わって審査を行う予備委員を、あらかじめ定めておくことができる。

(合議体の所掌事務)

第5条 合議体は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 法第38条の3第2項の規定による措置入院者及び医療保護入院者の入院の必要性及び入院形態の審査
- (2) 法第38条の3第5項の規定による任意入院者の入院の必要性の審査
- (3) 法第38条の4の規定による精神科病院に入院中の者又はその家族等による退院請求及び処遇改善請求の審査
- 2 前項の案件は、直近に開催される合議体により審査するものとする。ただし、第10条第1項各号に該当する等特別の事情がある場合は、会長が指定する合議体で審査するものとする。

(合議体の会議)

第6条 合議体は、会長が招集する。

- 2 合議体の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は継続審査とする。
- 3 合議体の会議は、非公開とする。

(合議体の審査)

- 2 第5条第1項第1号の審査は、法第33条第7項の規定による医療保護入院者の入院並びに法第38条の2の規定による措置入院者の定期病状報告書及び医療保護入院者の定期病状報告書により行うものとする。
- 2 第5条第1項第2号の審査は法第38条の2第3号の規定による任意入院者の定期病状報告書により行うものとする。
- 3 第5条第1項第3号の審査は、審査を行う合議体の委員2人以上(少なくとも1人は

医療委員)が当該審査に係る入院者、当該請求者、精神科病院の管理者、その代理人又は主治医及び面接を行う委員が必要と認めた場合、法第33条の4の退院後生活環境相談員並びに、入院に同意した家族等に面接し、意見聴取した記録(様式第1号)により行うものとする。ただし、やむを得ない場合には医療委員1名で対応するものとし、入院に同意した家族等については、遠隔地に居住する等面接が困難な状況にある場合は、所定の書式(様式第2号)の提出により替えるものとする。

- 4 前項の意見聴取は、当該案件が受理以前6月以内に意見聴取を行っている場合又は当該案件の内容が法第36条及び法第37条に定める処遇その他入院者の人権に直接係わる処置以外のものであって、意見聴取の必要がないと認められる場合は省略することができる。この場合において、合議体は、病院管理者に意見書(様式第3号)を提出させ、審査を行うものとする。
- 5 合議体は、必要な場合には、その他の関係者から意見聴取するほか、市長に対し関係資料の提出を求め、法第38条の6の規定による報告徴収等又は実地審査を要請し、その結果について報告を求めるものとする。

第7条の2 前条の意見聴取にあたり合議体の委員は、意見聴取を受ける者に対して、合議体の審査の場で意見陳述の機会があることを告知書(様式第4号)により知らせなければならない。又、請求者が患者である場合は、当該患者に弁護士による権利擁護を受ける機会があることを意見聴取実施通知の記載(様式第5号)により知らせなければならない。

- 2 請求者、病院管理者若しくはその代理人及び合議体が認めたその他の者は、合議体の会議の場で意見を陳述することができる。ただし、請求者が患者であり前条第3項の意見聴取により十分意見が把握できており、合議体が意見陳述の必要ないと認めた場合及び前条第4項に該当する場合は、この限りではない。
- 3 前項の場合において、請求者である患者に弁護士である代理人がおり、請求者が代理人による意見陳述を求めた場合は、合議体はこれに応じなければならない。

(電話による退院等請求の受理要請)

第8条 合議体は、精神科病院に入院中の患者からの電話相談について、第5条第1項第3号の退院等の請求として認めることが適当と判断される事例については、市長に対し当該電話相談を、退院等の請求として受理するよう求めるものとする。

(審査の終了)

第9条 第5条第1項第3号の審査は、当該請求者からの請求取下の申出があった場合又は当該患者が退院した場合には終了する。

(合議体の委員の排斥)

第10条 合議体の委員が、次に掲げるいずれかに該当する場合は、当該審査に係る議事に加わることができないものとし、当該委員はその旨を申し出るものとする。

- (1) 当該患者が入院している精神科病院の管理者又は当該精神科病院に勤務(非常勤を含む。)している者であるとき。
- (2) 当該患者に係る直近の定期の報告に関して診察を行った精神保健指定医(入院後、定期の病状報告を行うべき期間が経過していない場合においては、当該入院に係る診察を行った精神保健指定医)であるとき。
- (3) 当該患者の家族等であるとき。
- (4) 当該患者の配偶者又は三親等以内の親族であるとき。
- (5) 当該患者の法定代理人、後見監督人又は保佐人であるとき。
- (6) 当該患者又はその家族等の代理人であるとき。
- 2 委員は、前項に定めるもののほか、当該患者と特別の関係がある場合には、それを理由に議事に加わらないことができる。

(守秘義務)

第11条 委員は職務の執行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(審査結果の通知)

第12条 審査会は、審査終了後速やかに市長に審査の結果を審査結果通知書により通知するものとする。

(議事の記録)

第13条 審査会及び合議体は、出席委員及び議事内容等を記載した記録簿を作成しなければならない。

(記録簿等の保存)

第14条 前条の記録簿及び審査資料の保存は、5年とする。

(庶務)

第15条 審査会の庶務は、岡山市こころの健康センターにおいて行う。

附 則

この要綱は、平成21年8月6日から施行し、平成21年4月1日以降に開催される会議から適用する。

附 則（平成22年7月30日全体会議議決）

この要綱は、平成22年7月30日から施行し、改正後の第7条の2の規定は平成22年5月1日以降に受け付けた退院等請求から適用する。

附 則（平成23年9月30日全合議体議決）

この要綱は、平成23年9月30日から施行し、改正後の第3条第1項の規定は平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年7月2日全体会議議決）

この要綱は、平成24年7月2日から施行し、改正後の第3条第1項の規定は平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年7月10日から施行し、改正後の第3条第1項、第4条第1項、第4条第4項、第5条第1項第3号、第7条第3項、第10条第1項第3号、同項第6号の規定及び様式は平成26年4月1日から適用する。

様式第1号(第7条関係)

受理番号
記録取扱見意

入院者	姓 名	()	生年月日
	住 所		病 院 名
入院年月日	现入院能		

保護者等 選任	氏名 住所	()	続柄	生年月日
------------	----------	-----	----	------

| |

K

十一

ANSWER

四庫全書

卷之三

年	月	日	場所		委員		
---	---	---	----	--	----	--	--

ANSWER

ANSWER

| |

年 月 日 場所 委員

ANSWER

| |

THE JOURNAL OF CLIMATE

書見意者護保

岡山市精神医療審査会長様

目 月 年

所
住

入院者との続柄(

請求事項
院名
住院者
所
入院者
氏名
受理事項
號

卷之三

○ 今回の入院に至る経過及び入院後の様子について

- 退院・処遇改善(隔離室から一般病床にたい等)請求についての現時点での保護者としての意見

著者の方へ

～「退院請求及び処遇改善請求」にかかる意見聴取について～

精神科病院へご自分の意思によらず入院（措置入院・医療保護入院）されている方は、入院に納得がいかない場合、市長に対して退院請求することができます。また、精神科病院への入院では治療の上で必要とされる場合、退院・外出・面会・電話など制限される場合があります。このような処遇に納得のいかない方や、病院での生活などに不満や懸念の方は、処遇改善請求をすることができます。

市長が退院請求書や処遇改善請求書を受け取った場合、市の精神医療審査会の委員が請求者（入院されている方）・保護者・病院管理者（又は主治医）の3者からそれご意見を伺うことになります。これがこのたびご案出した意見聴取です。

意見聴取は別紙記載の日時・場所で行いますので、お手数ですがお越しください。どうしてもご都合がつかない場合は、同封した保護者意見書に、入院に至る経過及び入院後の様子、請求に対する意見、面会の頻度及び様子についてご記入の上、下記、岡山市こころの健健センターまでご返送ください。

意見聴取が終わりましたら、精神医療審査の会議にかけ、請求者・保護者・病院管理職者3者の意見を総合的に判断して、請求が妥当かどうかの審査を行い市長に報告します。

「アーネスト君が主役だ！」

700-8546 岡山市北区鹿田町1-1-1
岡山市こころの健康センター
(岡山市精神医療審査会事務局)
電話 000-000-4075

精神医療監査会とは精神保健福祉法12条に規定される、精神障害者の人権並びに適正な医療及び保護を確保するために都道府県及び政令指定都市に設置される、専門的・独立的な監査機関です。

年　月　日

様

岡山市精神医療審査会長

お知らせ

本日、意見聴取した内容については、年　月　日　時　分から、(会場)
において開催される岡山市精神医療審査会

合議体において審査いたします。

審査結果は、審査会の日から通常1週間以内に郵便でお知らせいたします。なお、
お電話でお問い合わせいただいた際にも審査結果をお伝えすることはできません。

あなたは、希望する場合、合議体の会議において意見の陳述を行うことができます。
ただし、合議体の委員がその必要はないとの認められた場合はこの限りではありません。

意見陳述を希望される場合は、年　月　日までに、下記にお電話してください。

連絡先　岡山市こころの健康センター
電話番号

様式第5号（第7条の2関係）

あなたは弁護士による権利擁護を受ける権利があります。あなたが代理人として弁護士
士を選んだ場合、その弁護士があなたのために審査会で意見を述べることもできます。

もしあなたが弁護士に相談をしたいときは下記の窓口で、年1回限り無料で弁護士の出張相談
を受ける制度があります。
リーガルエイド岡山　高齢者・障がい者支援センター
電話番号

平成23年12月3日

弁護士である代理人による審査会資料の開示請求について

岡山市精神医療審査会

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の5第2項及び3項にかかる退院等請求審査手続において、弁護士である代理人が患者本人に代わって意見を陳述する場合において、当該代理人が意見陳述記録その他の岡山市精神医療審査会（以下「審査会」という）が有する資料の開示を請求した場合の取扱いを以下とおりとする。

一 審査会資料開示の基準

1 退院等請求書 請求があれば開示する

（理由） 患者本人の作成したものであるので、非開示の必要性がない。

2 措置入院者等診断書、措置入院者定期病状報告書、医療保護入院者の入院届、医療保護入院者の定期病状報告書等 原則として開示する。

（理由） 医師や病院が作成したもので、診察した精神保健指定医の診断結果を記載したものではあるが、患者本人の個人情報があるので、最近の医療機関等のカルテ開示の動向等もふまえ、岡山市個人情報保護条例（平成12年市条例第34号。以下「条例」という）第11条第3項第2号の規定は適用せず、原則として開示するものとする。

ただし、開示により、今後の治療に重大な支障が生じ、又は審査会の業務に著しい支障を生じる可能性があると審査会が判断した場合は、条例第11条第3項第4号の規定を適用し、これを開示しないことができる。

3 意見聴取記録

（1） 申請者（入院者）欄及び病院管理者（主治医）欄 原則として開示する
（理由） 審査会委員が作成したものであり、委員による患者本人についての評価あるいは主治医による診断等が記載されているが、患者本人の個人情報であるので、最近の医療機関等のカルテ開示の動向等もふまえ、条例第11条第3項第2号の規定は適用せず、原則として開示するものとする。

ただし、開示により、今後の治療に重大な支障が生じ、又は 審査会業務に著しい支障を生ずる可能性があると審査会が判断した場合は、条例第11条第3項第4号の規定を適用し、これを開示するものとする。

（2） 「保護者欄」 開示しない。
（理由） 患者本人についての保護者の評価が記載されることが多く、あるいは、そもそも保護者が本人と対立している場合も少なくない。また開示により、患者本人と保護者との関係が損なわれたりすることで、今後の治療に支障が生じるおそれが大きい。よって条例第11条第3項第3号及び4号の規定により、開示しないものとする。

（3） 開示方法
開示は合議体での意見陳述の前に閲覧する方法で行うものとし、写しは交付しない。
（理由） 意見聴取記録は合議体の会議開催時に事務局に届く場合もあり、その場合は代理人が意見陳述の事前準備に使用することは物理的に不可能であるからである。

4 保護者意見書 開示しない

(理由) 患者本人の個人情報を開示する内容が記載されることが多いが、保護者が
作成したものであり、また、保護者が本人と対立している場合も少なくない。保
護者が開示を望まないのが通常であるし、開示により、患者本人と保護者との関
係が損なわれたりすることで、今後の治療に支障が生じるおそれも大きい。よつ
て、条例第11条第3項第3号及び4号の規定により開示しないものとする。

二 開示請求の手続

1 提出書類

- (1) 開示請求書（岡山市精神医療審査会長にあてた書式 別記様式)
(2) 委任状（本件退院等請求について委任を受けたことを証する書類）
- 2 請求期間 退院等請求書を受けたときから合議体会議の前日まで
- 3 請求先 岡山市精神医療審査会事務局（岡山市こころの健康センター）

(別記様式)

（理由） 患者本人の個人情報を開示する内容が記載されることが多いが、保護者が
作成したものであり、また、保護者が本人と対立している場合も少なくない。保
護者が開示を望まないのが通常であるし、開示により、患者本人と保護者との関
係が損なわれたりすることで、今後の治療に支障が生じるおそれも大きい。よつ
て、条例第11条第3項第3号及び4号の規定により開示しないものとする。

- 2 請求期間 退院等請求書を受けたときから合議体会議の前日まで
- 3 請求先 岡山市精神医療審査会事務局（岡山市こころの健康センター）

(印)

請求者氏名

住所

電話番号

次のとおり資料の開示を請求します。

開示を請求する資料の件名	開示を請求する資料の内容	開示の方法	備考
		1 閲覧 2 写しの交付	※意見聴取記録の写しは交付しません

(事務局記入欄)

資料の件名	処理の状況
	1 開示 2 一部開示 3 非開示